

診療科、曜日によって担当医が変わります。ご確認ください。

外来診療体制・7月の診療予定

整形外科	午前 午後	月曜日・火曜日・木曜日・金曜日 水曜日・金曜日（午前、午後診療いずれも完全予約制）
循環器内科	午前 午後	月曜日・火曜日・木曜日・金曜日 月曜日と金曜日
総合診療内科	午前	月曜日から金曜日（午前11時までの受付） （なお、月曜日は午前10時から診療）
消化器内科	午前 午後	水曜日（午前11時までの受付） （再診のみ、完全予約制） 月曜日と14日（木）・21日（木）
呼吸器内科	午前 午後	金曜日（午前11時までの受付） 木曜日
神経内科	午前	1日（金）・15日（金）・22日（金）
総合診療（外科）	午前	火曜日から木曜日
外科	午前	8日（金）のみ（午前11時までの受付）
小児科	午前 午後	月曜日から金曜日 火曜日と木曜日（午後3時～午後4時の受付）
泌尿器科	午前 午後	月曜日から金曜日 木曜日
精神科	午前	月曜日から金曜日（初診は完全予約制）
産婦人科	午前 午後	11日（月）・12日（火）・25日（月）・26日（火） 11日（月）・25日（月）
耳鼻咽喉科	午前 午後	5日（火）・6日（水）・14日（木）・19日（火）・20日（水）・27日（木）・28日（木） （午前11時までの受付） 13日（水）・27日（水）
眼科	午前 午後	7日（木）・21日（木） （予約以外の初診受付午前11時まで） 6日（水）・20日（水）・27日（水） コンタクトレンズを希望する患者様へ 当院で以前調整した患者様の対応いたします。
皮膚科	午前	火曜日

診療日は予定であり変更になる場合もあります。
事前に病院にご確認の上、受診してください。

※診療受付時間

午前…8時00分～11時30分（初診の方は、午前9時00分～）

午後…1時00分～2時30分

予約受付時間（定期患者のみ）午後1時00分～午後4時00分

新任医師紹介

整形外科

霜村 耕太 医師



前任地：札幌医大、滝川市立病院との兼任
江差の印象：海がきれい、風が強い、坂道が多い、食べ物が美味しい
専門：関節リウマチ、リウマチに関わるほぼ全ての関節外科（股関節、膝関節、足関節、足趾、肘関節、手関節）（股関節、膝関節、足関節、肘関節）
趣味：ドライブ、スポーツ鑑賞、海外ドラマ鑑賞、子供と遊ぶ

患者さんへ一言：

函館で3年間の勤務経験があり、道南に馴染みがあります。江差の地域に慣れ親しみながら、地域医療に貢献していきたいと思えます。あらゆる関節外科の他、勿論外傷・怪我全般にも対応しますので気軽に御相談頂ければと思います。宜しく御願ひ致します。

総合診療内科

杉原 伸明 医師



前任地：帯広協会病院
江差の印象：海がきれい
専門及び関心ある領域：家庭医療、総合診療、感染症、医学教育
趣味：ドライブ・温泉・食べ歩き、家電
特技：弓道3段です。パソコン関係は割と得意です。

患者さんへ一言：

自治医大出身です。寿都町や利尻島などの郡部での医療実践を重ねながら、北海道家庭医療学センターという家庭医を育成する組織と連携しながらよくある疾患を学んできました。特に感染症科、消化器科、医療介護連携、思春期ケア、終末期・緩和ケア、予防医療を中心に学んでおります。診察では、わかりやすい説明を心がけております。地域の皆様の健康の一助となるよう努めますので、気軽に何でもご相談ください。

★★★「看護職員」募集のお知らせ★★★

正職員：看護師、パート職員：看護師（時給1,182～1,400円）、准看護師、事務補助及び看護助手（資格不要。時給897～1,119円）を募集しています。家事手伝い期間等も履歴換算可能。年齢不問、未経験者可。各種手当・有給休暇・院内保育所あり。勤務時間（例：1日4時間で週3日など）も相談可能です。ご連絡お待ちしております。お問い合わせ先 総看護師長 若林



法テラス

法テラス江差通信

●お問い合わせ
Tel 05 03 38 33 55 63
法テラス江差法律事務所 (第147号)

「もの」の見方を変えてみると…

法律家として事件を担当している、方々から「なんでわかってくれないんだ」という声や雰囲気を感じることはありません。主張する本人にとっては真実であり、筋が通ったものであるにもかかわらず、なかなか周囲には理解してもらえない。

法律家は「事実」と「評価」を分けて考えます。一つの事実であっても、多様なものの見方があります。良い方向に見ることもできれば、悪い方向に見ることもできる。円柱は上から見れば円だが横から見れば長方形である。何を当たり前な、と思うかもしれない。しかし意外と重要です。

例えば「あの人はいつも自分の悪口を言う。だから精神的苦痛を受けたのだ。」などと裁判所で言ったところで、残念ながらなかなか相手にしきれません。事実と評価が分けられていないので、審理のしようがないのです。

法律家は「あの人」とは誰ですか、「いつも」とは何月何日から何月何日にかけて何

と言われたのですか、「悪口」とは具体的に何を言われたのですか、と突っ込みます。面倒くさいですね。しかし、法律家にとっては「事実」が大事なのです。事実があるのか、そしてそれが法律の要件に当てはまるのか、と考えています。事実とは証拠で証明できること、などといわれます。

先ほどの「悪口」もよくよく聞いてみると、事実としては「あなたは毎日朝5時から夜9時まで働いているのね」と言われただけだったりします。これは悪口でしょうか。長時間勤務は悪いことだと考える人からすれば悪口かもしれませんが、長時間の勤務は仕事熱心なことの表れだと考える人からすれば誉め言葉です。

これらが「なんでわかってくれないんだ」の一因だったりします。法律問題の場合はやはり一度法律家にご相談いただくことをお勧めします。相談のご予約は050138315563までお願いします。

(法テラス江差)

弁護士 松田 明子